東北大学法学部・東北大学大学院法学研究科
２０２７年度　研究生在学期間延長要項

学部・大学院研究生で在学期間延長を希望する者は、下記期間中に、在学期間延長の手続きを行ってください。

また、他大学もしくは本学他学部・他研究科を含めて、すでに１年以上日本の大学に在学している外国人留学生で、半年以上の在学期間延長を希望する方は、必ず教務係へ申し出てください。

記

１．手続期間

第1学期（4月～9月）	2027年2月17日（水） ～ 2月19日（金） まで
第2学期（10月～翌年3月）	2027年8月　2日（月） ～ 8月　4日（水） まで

受付時間　午前8時45分から12時45分　及び　午後1時45分から4時45分
（土・日・祝日を除く）
郵送の場合も、出願期間内必着とします。

２．提出書類等

1	在学期間延長願	本学部所定用紙 指導教員の承認印が必要です。 「研究題目」は、原則として入学願書に記入したものと同一のものとします。
2	研究成果報告書	A4判の紙に印刷して提出してください（様式任意）。 指導教員にも同じ報告書を提出してください。
3	所属長の在学期間延長許可書（在職者）	現に在職している方で、引き続き在職予定の方のみ提出してください（様式任意）。

検定料及び入学料については、納付する必要はありません。
在学時に授業料の改定が行われた場合、改定時から新たな授業料が適用されます。

３．結果の通知

直接本人宛に通知します。

４．個人情報の取扱いについて

① 本学部・研究科が保有する個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令、及び「国立大学法人東北大学個人情報保護規程」に基づいて厳密に取り扱い、その保護に万全を期しています。
② 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入学者の選抜、入学手続、追跡調査、入学後の学生支援関係（奨学・授業料免除及び健康管理等）及び修学指導等の教育的目的並びに授業料徴収等の目的のみに利用します。

2026年11月

〒９８０－８５７６
仙台市青葉区川内２７－１
東北大学法学部・法学研究科教務係
TEL:022-795-6175
E-mail: law-kyom@grp.tohoku.ac.jp